

午前10時01分 開会

【赤嶺委員長】 委員の出席状況について報告する。全員出席である。

### 日程1 タブレット端末の使用について

【赤嶺委員長】 本件について事務局に説明を求める。

【議事係長】 本日は、タブレット端末が導入されてから初めての本実行委員会の開催となる。ペーパーレス化の推進は来年の9月定例会までの1年間を紙資料との併用期間とすることが代表者会で決定されていることから、それまでの間は、タブレット端末に資料を格納するとともに、紙資料も配付することになるので御承知おき願う。

なお、併用期間中でも紙資料が不要な議員は、事務局に口頭で申し出ることにより、紙資料の配付を行わないことが決定されているので、ペーパーレスを希望する議員は事務局へ申し出られたい。

タブレット端末への資料格納場所を改めて伝える。タブレット端末のホーム画面の左上に表示されているスマートディスカッションのアイコンをタップされたい。スマートディスカッションのホーム画面に「その他の会議」と「資料グループ」が表示されるので、「資料グループ」に表示されている「議会改革実行委員会」をタップされたい。本日の日付である11月6日のフォルダ内に資料を一式格納している。今後も同フォルダ内に順次格納するので御承知おき願う。本実行委員会の資料は、全議員がスマートディスカッションから閲覧できるように設定している。

なお、本日まだ更新作業をされていない方は資料が表示されないので、右上に表示されている「更新」をタップし「今すぐダウンロード」をタップして更新されたい。

【赤嶺委員長】 説明について何かあるか。

なし

【赤嶺委員長】 来年の9月定例会まではタブレット端末と紙資料の併用となるので、御承知おき願う。

## 日程2 協議事項について（資料1、2）

【赤嶺委員長】 本件について事務局に説明を求める。

【議事係長】 資料1を参照されたい。今後の協議事項であるが、前回配付したものと同様である。

資料2を参照されたい。前回、10月15日の本委員会では、最上段に記載の56、討論時間の変更、9、発言の整理の内容欄のうち「討論は、議案に対する討論のみを行い、討論に対する討論は行わない」こと、その下の14、再質問の回数制限についての内容欄のうち「一般質問最後の再質問後に3度目の登壇をして意見を述べることを認める」ことについて協議が行われたが、いずれも合意に至らなかつたため、一度各会派に持ち帰り、本日の本委員会にて再度協議することとなつた。

委員長は、本日は、まず持ち帰りになつた3件を再度協議した後、資料1に記載の協議事項の続きを順次協議されたいとのことである。

【赤嶺委員長】 前回協議を行つた3項目は、いずれも各会派に一度持ち帰りいただき、本日協議することとなつてゐる。本日は、まず、本3項目について再度協議されたい。

56、討論時間の変更については、私が各会派の各委員と「本会議の討論は良識の範囲内で行うこととし、良識の範囲は20分程度とする」でまとめていきたいがどうかと相談したものである。本件について各会派の意見を順に確認する。

【中村委員】 自民党・新政クラブは委員長提案に賛成である。

【鳥渕委員】 公明党も委員長提案に賛成である。

【河内委員】 自由クラブも委員長提案に賛成である。

【堀口委員】 20分程度ならば現行と大差ないが、議案によりそれに収まらない可能性もあることから、この限りではないし、いつ特殊な事例が出てくるか分からぬ。都度諮詢することは可能であるが、もう少し慎重に判断したいので、日本共産党は委員長提案には賛成しかねる。

【布瀬委員】 現状、特段の問題がないことから「良識の範囲内」だけでよいのではない。あえて「20分程度」と付け加える必要はないと考えるので、神奈川ネットワーク運動は委員長提案には反対である。

【石田委員】 この間も良識の範囲内として、15分から20分程度との申合せがあつたと思うが、いかがか。

【赤嶺委員長】 申合せは「良識の範囲内」として定めているが、それを行う際の協議の中では「15分から20分程度」との議論があったと承知している。

【石田委員】 前回の議論では、現状、時間制限を要するような状況が具体的に見られているのかといえば、本会議が毎度17時を大きく回り職員の残業を要するような状況はないこと、大半の討論が20分程度でまとめられている状況からも、改めて制限する必要はない旨、申し上げた結果、20分程度とし、現状に倣った委員長提案であることは評価したい。

一方、20分程度とはいっても、具体的な数字を入れることに慎重な姿勢を取られることも理解できるので、虹の会としての委員長提案への賛否はもう少し議論した上で示したい。

【堀合委員】 立憲民主党は委員長提案に賛成である。

【村田委員】 大和維新×iRAISEも委員長提案に賛成である。

【赤嶺委員長】 各会派の意見を基に協議されたい。

【石田委員】 従前の申合せである「良識の範囲内」に「20分程度」とつけることにより、運用面で具体的な変更を加えようとしているのか。

【赤嶺委員長】 本案は、前回協議された、基準をつくるべきだとの意見と、ある程度時間的に余裕を持たせるべきだとの意見の双方を基に作成した折衷案である。現状、討論時間は20分程度に収まっているので、過去の議会運営委員会の協議を基に運用するとすれば現行の運用から何ら変更はないと捉えてもらって差し支えない。ただし、仮に30分を超えるような討論が行われた場合は「20分程度」を「良識の範囲内」としているのだから、申合せから外れてしまいかねない。

【石田委員】 基本的には良識の範囲内であるが、20分程度としている関係上、ベースとして意識せざるを得ない。仮に予算・決算等、明らかに扱う情報量が違うものや紛糾なりのイレギュラーな状況では20分超の討論も出てくるのではないか。その際は、良識の範囲内なのだから、必ずしも20分以内に収めなければいけないわけではない点は確認させてほしい。

【赤嶺委員長】 20分以内ではなく、20分程度なので、仮に二、三分オーバーするような現状は良識の範囲内とみなせる。過去の議会運営委員会等での積み重ねにも配慮し、20分程度との提案に至ったものである。

【石田委員】 これまでには、討論時間の長短が会議時間の長短にもつながり、職員の残業等、人件費の高騰を招くのでよくない旨の議論が多くあったと考えるが、時間的な余裕があ

る状況下なら、あえて時間を制限する必要性はないのではないか。

【赤嶺委員長】 本件協議は時間制限の話ではなく、「良識の範囲内」との文言にいかに基準を設けるべきかが論点である。

【石田委員】 それはイコール時間制限につながるので、その必然性なり必要性は議論しなければいけない。現在も時間的な配慮は行っているし、必要なことなので、申合せに含むことはあり得るが、予算・決算が絡まない14時なり15時で閉会するような定例会でも討論時間を厳しく制限することに何の意味があるのか。

【赤嶺委員長】 討論時間の協議は今回初めて俎上にのせられたわけではなく、私が2期目、3期目当時も協議され、結論を得ることができなかつたと記憶している。結果、申合せとして良識の範囲内と定められたが、協議の際は、15分から20分程度を良識の範囲内とする旨、委員各位で確認しているような状況が見受けられ、実際にそのような形で現在まで運用されてきたものと捉えている。

【石田委員】 時間制限は、その必要性がないときまであえて適用すべきものではないし、市民の理解も得られないのではないか。

【西田委員】 慣習を明文化することには一定の意義がある。時々に応じ柔軟な運用をするのは、議会という組織を運営する上で混乱の原因となる。一定程度ルールを定め、それにのっとり討論するほうが市民利益にかなうと思うし、私が市民の立場ならば、そのような議会のほうがより安心して負託できると思う。

【中村委員】 本会議は午前9時から午後5時と定められており、途中昼休みを挟むので、会議に使える時間は実質7時間である。仮に8会派全部が20分討論すれば1議案に対して160分要する。途中休憩も入るだろうから3時間以上かかることとなり、当然7時間では収まらない。本実行委員会は議会改革として議会制度や会議の運営方法を協議する場なので、皆が公平に議論できるよう一定の基準は設けるべきではないか。委員長提案の20分程度は従来の運用を大きく変更するものではなく、追認するような規定なので、議員の発言を制限するものではない。

【石田委員】 努力規定であれば構わないが、20分を超えたとしても数分程度、それ以上は申合せを外れ、違反となる旨の委員長の説明は強い線引きとなってしまう。これまで同様、柔軟性を持たせたものとし、度が過ぎた場合は議会運営委員会で問題とすればよいのではないか。20分を数分超えた程度で申合せ違反とするような線引きには賛成しかねる。

【中村委員】 同感である。ゆえに良識の範囲内として20分程度としている。「20分程度」は「20分以内」ではないし、20分を超えた場合、どこまでが良識の範囲内なのかは個々人の良識によるものである。20分程度とし、皆の共通認識とされたい。

【堀口委員】 「程度」では捉え方が個々人で不明確になってしまう。「程度」に対する認識を一緒にしておかなければ、20分オーバーの際に紛糾してしまうのではないか。

【中村委員】 もっともではあるが、「程度」に対する認識の統一は今以上に明確な「20分以内」等の規定となってしまい、賛成しかねる意見が多くなるのではないか。今回、委員長は、決を採るのではなく、合意を得るため苦心されている。となれば、私は「20分程度」とするのが合意点と考える。明確な規定を求める委員もいると思うが、それでは合意を得にくいので、「良識の範囲内」の解釈はまさに個々人の良識に委ね、柔軟性のあるものとしておいたほうがよいのではないか。仮に今後、20分程度としながらも、その申合せを逸脱する討論が頻発するようであれば、そのときに議論し、考えればよいのではないか。

【布瀬委員】 現状、問題が起こっているのであれば議論すべきであるが、従来の申合せが守られているのであれば、あえて議論する必要はないのではないか。それでも良識の範囲内として「20分程度」としたいのであれば、「不測の事態が起きたときにはこの限りではない」とする旨の一文を入れることで妥協できるかもしれない。

【金原副委員長】 その場にいる議員が不測の事態と思うか否かは、その背景により様々であり、全議員がそう思うことを前提とした一文を入れること自体、おかしいのではないか。予算・決算の討論は20分超とならざるを得ないというような話も出ていたが、諸議案であっても、結構な時間を使い、討論している場合もあるので、大事な議案か否かやそれによる良識の範囲内の捉え方は議員個々人で異なる。

【赤嶺委員長】 委員長提案は相互に歩み寄る折衷案なので、原案を基に協議されたい。

【石田委員】 市民から見ていて、なぜ賛成なのか、なぜ反対なのか、分からぬ会派が少なくない。発言が闊達になるようにするのが議会改革なのに、討論時間に制限を設けるのはいかがなものか。そのような状況で落としどころをつくるを得ないような議論には違和感があるが、否とする立場もあるので、討論時間は20分程度とし、その判断基準を良識の範囲内として担保されるのであればおおむね賛成する。

【中村委員】 何をもって不測の事態と言っているのか定かでないが、起り得る可能性はある。ただ、不測の事態が起り、各会派とも20分を超えて討論しなければならない

状況となれば、議員の認識は共通していると思う。議事運営の最終判断は議長の権限であるが、議会運営委員会にて事前に討論が20分を超える必要性を申し出れば、反対する意見は出ないと思う。

午前10時35分 休憩

午前10時52分 再開

**【布瀬委員】** 不測の事態には、議長判断、事前の議会運営委員会での話し合いをよりどころとし、余裕を持たせるため20分程度とした旨の意見も聞けた。その上で、委員各位が不測の事態が起きたときはこの限りではないとの認識を持っていることも確認できたので、神奈川ネットワーク運動も委員長提案に賛成する。

**【中村委員】** 「討論は20分程度とする」で合意した場合、20分間、討論しなければならないのではなく、感覚としては最大20分程度とする旨、確認されたい。

**【西田委員】** 「20分程度までとする」ではいかがか。

**【町田（浩）委員】** それでは賛成しかねる意見が出てきてしまう。

**【中村委員】** 「討論は20分程度とする」とは、20分間、討論しなければならないのではない旨、議事録に残しておきたい。

**【堀口委員】** 議会運営委員会なり議長判断で、皆が不測の事態と認識するような場合はこの限りではない旨、確認できたので、日本共産党も委員長提案に賛成する。

**【石田委員】** 紛糾時は議会での立場が二分される場合が多分にあるので「討論は20分程度とする」をベースとしながらも、時にこの限りではない旨の認識が担保され、委員各位で共有できているのであれば虹の会も委員長提案に賛成したい。

**【赤嶺委員長】** 良識の範囲内、15分から20分というのも過去の協議の確認事項であり、それを前提に我々は議会を運営してきたが、布瀬、堀口両委員から、不測の事態が起きた場合、この限りでない旨の発言があり、委員間で認識の一致をして、賛同いただけた点は非常に前進したと思う。

**【石田委員】** 文言としては「20分程度の良識の範囲内とする」みたいな感じか。

**【赤嶺委員長】** 「本会議の討論は良識の範囲内で行うこととし、良識の範囲は20分程度とする」である。

合意に至らなければ決を採るが、いかがか。

【石田委員】 不測の事態も「程度」に含まれる旨、伺ったが、20分程度で合意するためにも改めて発言されたい。

【赤嶺委員長】 まとめる段階なので「本会議の討論は良識の範囲内で行うこととし、良識の範囲は20分程度とする」で合意できるか否かを確認したい。

【石田委員】 そのためにも最終確認したい。

【鳥渕委員】 最終的な判断が議長判断となる旨は共通認識と思う。

【赤嶺委員長】 お諮りする。本件は「本会議の討論は良識の範囲内で行うこととし、良識の範囲は20分程度とする」でよいか。

### 全員賛成

【赤嶺委員長】 全会一致として決定する。

9、発言の整理のうち「討論は、議案に対する討論のみを行い、討論に対する討論は行わない」ことについてであるが、提案会派である自民党・新政クラブの中村委員より発言の機会を求められているので、発言を求める。

【中村委員】 本件は、前回の本委員会にて委員各位から意見をいただき議論が尽くされたと思うので取り下げたい。

【赤嶺委員長】 お諮りする。本件を取り下げることでよいか。

### 全員賛成

【赤嶺委員長】 全会一致として決定する。

14、再質問の回数制限についてのうち「一般質問最後の再質問後に3度目の登壇をして意見を述べることを認める」ことについてであるが、提案会派である虹の会より現状維持でも可とする旨、報告を受けている。その旨確認したいので、石田委員の発言を求める。

【石田委員】 本件は、今後、一問一答が導入されるが、それまでの時間を埋める措置として提案したものであるが、質問の仕方で対応可能なので取り下げたい。

【赤嶺委員長】 お諮りする。本件を取り下げることでよいか。

## 全 員 賛 成

【赤嶺委員長】 全会一致として決定する。

17、出欠規定の変更について、自由クラブの河内委員より説明されたい。

【河内委員】 内容は資料記載のとおりであるが、現在運用されている会議規則に「私事都合」を追加、「体調不良」から「疾病」に文言を変更している。他議会の多くが「疾病」を使っているのがその理由である。出欠の理由説明の順番が会議規則と違うのは特段の意図はないので、意見聴取しながら入れ替えることは全く問題ない。

今回の提案は、例えば子供の卒業式、卒園式等、時代背景に合わせた休暇を取得するためのものであり、市民からの問合せに説明できるよう見える化するためである。「議会HPで公開する」との記載もあるが、事務局が保管し、照会する運用でも結構である。

【赤嶺委員長】 協議に移る。

【河内委員】 公表には、個人情報等、プライバシーへの配慮が必要となる。病気、家庭の事情等、公表を嫌う議員もいると思うので協議されたい。

【西田委員】 公表がマストのような書きぶりであるのに、今、流動的な考えにシフトしたと理解してよいのか。

【河内委員】 流動的とはどのような意味か。

【西田委員】 公開しても、しなくてもよいという考え方へシフトしたと理解してよいのか。

【河内委員】 ホームページで公開、または市民から説明を求められたときに照会できるようなものとしたい。

【赤嶺委員長】 ホームページでの公開は必ず行うと理解してよいか。

【河内委員】 できれば実施したい。

【赤嶺委員長】 協議によっては変更可能と理解してよいか。

【河内委員】 そのとおりである。

【西田委員】 スタンスが分かりかねる。公開をマストとしていた考えが、今の説明ではどちらでもよいような流動的な印象を受けたが、本件はどちらを軸に提案されたのか。軸が明確でないと、この先の議論がしにくい。

【石田委員】 暫時休憩されたい。

午前11時06分 休憩

午前11時07分 再開

【赤嶺委員長】 現行の運用状況について事務局の説明を求める。

【議事係長】 タブレット端末に格納している会議規則を参照されたい。第3条、欠席の届出の第1項で「議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。」、第2項で「議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。」と規定されており、様式3が欠席、遅刻、早退届である。理由欄に会議規則第3条の内容に即して理由を記載し、提出願っている。

【事務局次長】 現状報告として、理由欄には大半の議員が「私事都合のため」と書いているが、そう記載するよう義務化されているわけではなく、病状、事情そのものを書いている議員もいるので、「当人が必要と思われる範囲で理由を書き添えることができるようになる」ことは現状でも可能になっている。一方、「届を議会HPで公開する」は現状実施されていない。

【赤嶺委員長】 事務局の説明を踏まえた上で協議されたい。

【布瀬委員】 市民から議員の欠席理由について問合せがあった際、事務局は届出自体を見せているのか。

【議事係長】 現状は、口頭にて各種届の理由欄に書かれている内容を伝えるにとどめている。

【事務局次長】 本件は、去年の議会運営委員会で議論の俎上にのせられ、問合せがあった際は、各種届の理由欄の記載内容をそのまま答える旨、確認があったと記憶している。

【布瀬委員】 本提案は、子供の卒業式等に出席するため各種届を出す際、その理由を選べるようにするためなのか。本件の提案理由を再度示されたい。

【河内委員】 数年前、卒業式、卒園式等で遅刻、早退、欠席する議員が多く、守られる権利ではあるが、いかがなものかとの話を何人かの市民からいただいたことを背景に、ならば、私事都合ではなく、理由を明確化、見える化すべきと考え、提案した。

【石田委員】 私事都合等では書きぶりにより理由が不透明になりかねないので、他の公

務、疾病、育児、介護、看護、出産及び配偶者の出産補助、その他（理由を記載）等、最初から項目づけしたもので公開してはどうか。それならば賛成である。

【西田委員】 介護していることを言いたくない、子供の特殊な疾病を公開したくない等、議員の家族に関わるプライバシーも公開しなければいけないのかとの懸念がある。

【石田委員】 その場合、その他で私事都合と書いても虚偽報告にはならないと思う。

【西田委員】 問合せに都度答えるのはよいが、障害児を持つ議員が何かの理由で休まなければならないとき、あまり大っぴらにしたくない気持ちを持つこともあると思う。そこまで全てホームページで公開しなければいけないのかと懸念している。介護を理由とする場合も、被介護者が公開を望まないようなシチュエーションも想定できる。そのような配慮について提案会派内で議論した経緯なり、河内委員の考え方を伺いたい。

【河内委員】 家族への配慮や家族の権利を侵害するような理由の公開は慎重に協議しなければならないので、欠席、遅刻、早退の理由の書き方は従来どおりの私事都合でもよいが、理由を知りたいと思う市民から見て分かりやすくあるべきと考える。ゆえに、理由を書きたくなければ、そこは自身の判断でその旨をホームページに記載すべきと思う。

【中村委員】 提案理由が議員の欠席、遅刻、早退の理由の透明化、公表にあるのなら、書きたければ書いてもよいし、書きたくなければ書かなくてもよいとするのはいかがなものか。そもそも各種届は届けあって、議長に対する許可願ではないから、項目づけしたところで欠席、遅刻、早退できる理由が増えるわけではない。何を目的に公表しようとしているのか、目的がよく分からない。

【町田（浩）委員】 仮に公表が目的ならば、自分のＳＮＳなり、ホームページなりで、欠席、遅刻、早退した理由を公表すればよいのではないか。

【赤嶺委員長】 過去、議員は、育児、看護、介護を理由に休めない、公務優先とする時代があったが、時代の変化に伴い、育児の場合は欠席を認める等、ある程度幅が広がり、休める機会が増えた。ただし、市民から見れば欠席は欠席なので、その理由を確認できるような環境を整えたいという趣旨からの提案と捉えたが、いかがか。

午前11時22分 休憩

午前11時32分 再開

【赤嶺委員長】 お諮りする。17、出欠規定の変更について河内委員から取り下げたい

旨の意向が示されたが、本件を取り下げる事でよいか。

### 全員賛成

【赤嶺委員長】 全会一致として決定する。

お諮りする。68、議長任期の再検討について、大和維新×IRASの村田委員より説明されたい。

【村田委員】 資料記載のとおりである。以前、当市議会の正副議長の任期は2年だったようになっているが、1期目の新人なので、この場を借りて提案時には分からなかった当時の経緯について説明されたい。

【議事係長】 記録に残る限りの限定的なものであるが、過去の経緯を申し上げる。

平成5年5月6日の代表者会決定において「正・副議長及び監査委員の任期については1年限りとし、期限が到来したときは必ず辞職願を提出すること。ただし、再任は妨げないものとする」旨、決定されている。

その後、平成23年10月24日の代表者会決定において「正・副議長、監査委員の任期については、平成24年度から2年とする」旨、決定されている。

その後、平成28年3月14日の代表者会決定において「任期中にこれらの役職を辞職し、後任者を選任した場合の任期については、前任者の残りの任期とする」旨、決定されている。

その後、令和2年9月23日の代表者会決定において「議長の任期については、令和3年5月から1年とする」旨、決定されている。

【村田委員】 「令和3年5月から1年とする」については、どのような発言があったのか。

【議事係長】 会議録を持ち合わせていないため、明確な回答はできないが、様々な議論をされた中での決定である。

【事務局次長】 リアルタイムでいた議員のほうが詳しいので、詳細はそちらに委ねたいが、記憶している範囲では、対外的な業務が多く、議長になった議員の議員活動が事実上制限され、2年任期では負託を受けた市民の期待に応えることが難しくなる、また、体調不良、体力的にシビアとの意見があった。

【中村委員】 2年任期だった当時、平田議長が体調を崩され、途中で役職を辞したこと

が任期を1年に見直す契機の一つとなった。また、議長任期は、単年ではなく、複数年とすることにより、議会の能力向上、議長として各種改革に着手できる等のメリットから当時は複数年任期となっていたが、実際にはさほど変わらなかった。我々は議長として選挙で選ばれているわけではなく、一議員として市民の負託を受けているのだから、その活動が議長の公務により制限されるのはいかがなものか。4年任期の半分である2年間が議長としての活動に費やされる状況についても議論されたと思う。市議会議長として公の仕事をする部分、市民から負託を受けた議員として仕事をする部分とを考えた場合、再度1年任期に戻したほうがよいのではないかとの議論から、2年から1年に戻ったものと思う。

体力については、自身の経験上、大変とは認識していないが、議員の忙しさとは違った忙しさがあり、緊張もするので、体力的に厳しく感じる議員もいるかもしれない。現状は2年から1年に戻され、特に大きな問題もないで、議長任期は1年のままでよいと思う。

【村田委員】 提案自体、大分前のものなので取り下げても構わないが、二元代表制の一翼を担う議会として、議長がある種の名誉職のように認識され、それを輪番制で回すために1年任期としているのではないかとの指摘を市民から受けたことがあり、提案した。

【赤嶺委員長】 お諮りする。38、議長任期の再検討について村田委員から取り下げたい旨の意向が示されたが、本件を取り下げる事でよいか。

### 全員賛成

【赤嶺委員長】 全会一致として決定する。

37、正副議長所信表明公開、38、議長投票結果公開はいずれも申し送り事項として虹の会より、47、正副議長選挙結果公表は申し送り事項として虹の会と当時の大和正風会より、所信表明本会議場実施は虹の会より、以上の協議に移るが、時間の関係上、本日は提案理由の説明のみ行い終了としたい。

まず、虹の会提案の3点について石田委員より説明されたい。

【石田委員】 資料記載のとおりである。これまで全員協議会にて所信表明され、質問等により考えを伺ってきたが、所信は公の場で問われるべきだし、選挙結果の公表は、市民の知る権利上、当然のことと思う。

以上、3点についてまとめた提案説明としたい。

**【赤嶺委員長】** 現在、大和正風会は存在していないが、私は当時当該会派に所属し、本件を提案した本人なので、当時の提案理由のまま説明する。ただ、本提案は、私が現在所属する自民党・新政クラブの意見ではない旨、申し添えておく。

資料には正副議長選挙結果公表と書いてあるが、結果の公表を求めたものではなく、正副議長選挙の際に行われる正副議長辞職の起立採決の結果についての公開を求めるための提案であった。

本件に関する現在の運用状況につき、事務局に説明を求める。

**【議事係長】** 37、正副議長の所信表明や質疑応答を記録公開について、現在の運用は、所信表明については従前より議論されており、平成23年10月24日の代表者会決定において「議会として全員協議会で正副議長の所信表明の機会を設けるが、やるやらないは本人の判断とする」「所信表明に対する質疑は常識に委ねるが認める。答えるかは良識に任せるが自由とする。所信表明の順番は議席番号順とする」旨が運用として引き継がれている。全員協議会にて所信表明を行う考え方として、正副議長選挙は公職選挙法を準用しているが、立候補制は準用されていない。当時所信表明に関する議論がされる中、事務局で市議会議長会に確認したところ、当時の回答として、地方自治法は公職選挙法の立候補の規定を準用していないため、本会議場での所信表明には否定的な見解である旨の回答を受けている。そのような解釈などがあるので、現行、所信表明は全員協議会にて行う旨、代表者会で決定し実施している。

38、議長投票結果の公開について、現在の運用は、本会議のインターネット生中継、1年間の録画中継にて公開され、候補者の得票数は確認できるし、会議録にも掲載されているが、議会だよりでは記載されていない。

47、正副議長選挙結果公表について、現在の運用は、従前より正副議長が辞職する際は、その旨、諮られているが、その採決結果は記載されていない。

**【赤嶺委員長】** 次回以降の協議の際は、本日行われた提案理由の説明、事務局の説明を踏まえた上で臨まれたい。

### 日程3 協議事項の進捗状況について（資料3）

**【赤嶺委員長】** 資料3を参照されたい。前回の本委員会にて、堀口委員から、合意を得

られた協議事項がどこまで進捗しているのかが共有できるよう正副委員長で検討されたい旨の発議があり、委員各位に伝えることができるよう資料を作成し、次回以降に提出する旨、回答していたため、本件資料について本日配付したので、各自で確認されたい。また、不明点等があれば、事務局並びに正副委員長に照会されたい。

【石田委員】 一般質問の一問一答方式に関して、準備万端となってから導入するのではなく、できることから段階的に進めることは検討できないか。

【赤嶺委員長】 前回の委員会で協議した際も、可能な限り現行の設備を使用し、一問一答方式を導入するよう委員各位の合意を得ているが、現状、様々な決定を行い、同時並行的に事務局で対応願っており、どの案件が先に実施可能か、どの案件がタイミング的にふさわしいかは事務局と正副議長の判断を仰ぐこととなるので、個別の提案に関してはその進捗も踏まえ検討していきたい。

【石田委員】 必要であれば推進部会等を設置してはどうか。その点も含め検討されたい。

【赤嶺委員長】 議員間で在り方や導入方法を討議することは構わないが、その際に発生する工事や移動、費用の見積り、予算要求等、額の多寡にかかわらず絡んでくる話なので、事務局を外すわけにはいかない。そのあたりも踏まえた協議であれば可能ではないか。

【布瀬委員】 決定事項は市側に申し入れる旨の記載があるが、現状は個々に正副委員長に照会して構わないのか。決定事項の具体的な見通し等を知りたい。市側からの回答等は本委員会で報告されるのか。

【赤嶺委員長】 正副委員長並びに事務局に個々に照会されれば、速やかに回答する。

【堀口委員】 時間のない中、資料を作成いただき、感謝申し上げる。本委員会での議論を踏まえ、市とどのような調整を行っているのか、委員間で共有できていなかったので、そうありたいと思い要望したものである。問合せには応じるとのことであるが、タブレット端末の運用も開始されたので、資料提供も含め、可能な限り情報提供に努められたい。

#### 日程4 次回の日程について

【赤嶺委員長】 次回の日程は12月3日（水）、基地政策特別委員会開催予定日の午後1時から予定しているので出席願いたい。

協議事項は資料 1 の項目 3 7 番以降の積み残し分を協議していきたい。

午前11時56分 閉会